



2026年1月30日

【2026年2月-3月発券分 燃油サーチャージ適用のお知らせ】

ベトナム航空は2026年2月-3月発券に適用する燃油サーチャージに関して、弊社減額基準（次頁の表参照）に基づき、以下の金額を適用いたします。

1. 対象航空券： 弊社が適用する全クラス、全運賃種別に対して(IT券を含む)
2. 実施日：
2026年2月1日 - 2026年3月31日の発券分まで
►シンガポールクロシン平均価格と為替より算出した価格により、水準を変更します。
半期内で2か月毎に見直しを行い、変更に対する認可を取得します。
また、弊社内で基準の見直しの際は、皆様にお知らせいたします。
3. 徴収方法： 航空券発券時、TAX欄にYQと表示(弊社利用客1名につき1利用区間毎)
4. 対象旅客： 弊社利用旅客(但し、座席を使用しない幼児は適用外)
5. 対象路線： 日本-ベトナム間発着路線（ベトナム以遠は予約システムの数字を参照）
6. 徴収金額： 日本発 **片道YQ合計 JPY 10,470**

旅行開始国		2026年1月31日まで		2026年2月1日より
		(発券日ベース)		合計YQ
日本	燃油サーチャージ	8,000JPY	10,000JPY	10,470JPY
	航空保険料	470JPY	470JPY	
日本以外※	燃油サーチャージ	38USD	38USD	42USD
	航空保険料	4 USD	4 USD	

航空保険料（日本路線470JPY、その他区間4USD）は全旅客(幼児含む)徴収要

※例：ベトナム発日本行き旅程を（SGN-NRT等）日本で発券する場合は、適用額38USD+4USDをBSRにて日本円に換算して徴収。

*未使用航空券払戻し時の対応について

未使用航空券のY Q払戻し規定は航空券の運賃規則に準じます。

燃油サーチャージおよび航空保険料には、原則取消し・払戻し手数料はかかりませんが、**航空券の往路または復路、あるいは両方に払戻不可の条件が含まれている場合、航空券全体に払戻不可の条件が適用されるため、運賃と連動してY Qの払戻しもできませんのでご注意ください。**



燃油サーチャージの撤廃条件：

4月、6月、8月、10月、12月、2月【表1】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し、直前の2か月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表2】の条件額を下回った場合、額の改定【表1】の実施時期からの変更を関係国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が1バレル当たり6,000円を下回った場合は【表1】の通り翌々月の1日発券分から「燃油特別附加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の確認時期	燃油価格動向の把握
4月1日	2月に確認	12月から1月までの2ヶ月平均価格
6月1日	4月に確認	2月から3月までの2ヶ月平均価格
8月1日	6月に確認	4月から5月までの2ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	6月から7月までの2ヶ月平均価格
12月1日	10月に確認	8月から9月までの2ヶ月平均価格
2月1日	12月に確認	10月から11月までの2ヶ月平均価格

【表2】

2025年10月1日より適用

シンガポールケロシン 価格(1バレル)	燃油特別附加運賃額 日本発
18,000円を下回った場合	15,200円
17,000円を下回った場合	14,200円
16,000円を下回った場合	12,600円
15,000円を下回った場合	11,500円
14,000円を下回った場合	10,000円
13,000円を下回った場合	8,000円
12,000円を下回った場合	6,500円
11,000円を下回った場合	5,600円
10,000円を下回った場合	4,700円
9,000円を下回った場合	3,800円
8,000円を下回った場合	2,600円
7,000円を下回った場合	1,300円
6,000円を下回った場合	廃止